

介護保険はみなさんで 支え合う大切な制度です。

保険料は大切な財源です。

65歳以上(注)の人の介護保険料は、前年の所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため年金から天引きされる保険料については4～9月は仮徴収が行われ、10月から保険料が変わることになります。

介護保険は、40歳以上のみなさんに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。財源が不足すると、必要な介護サービスを十分に揃えられなくなることもあります。誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

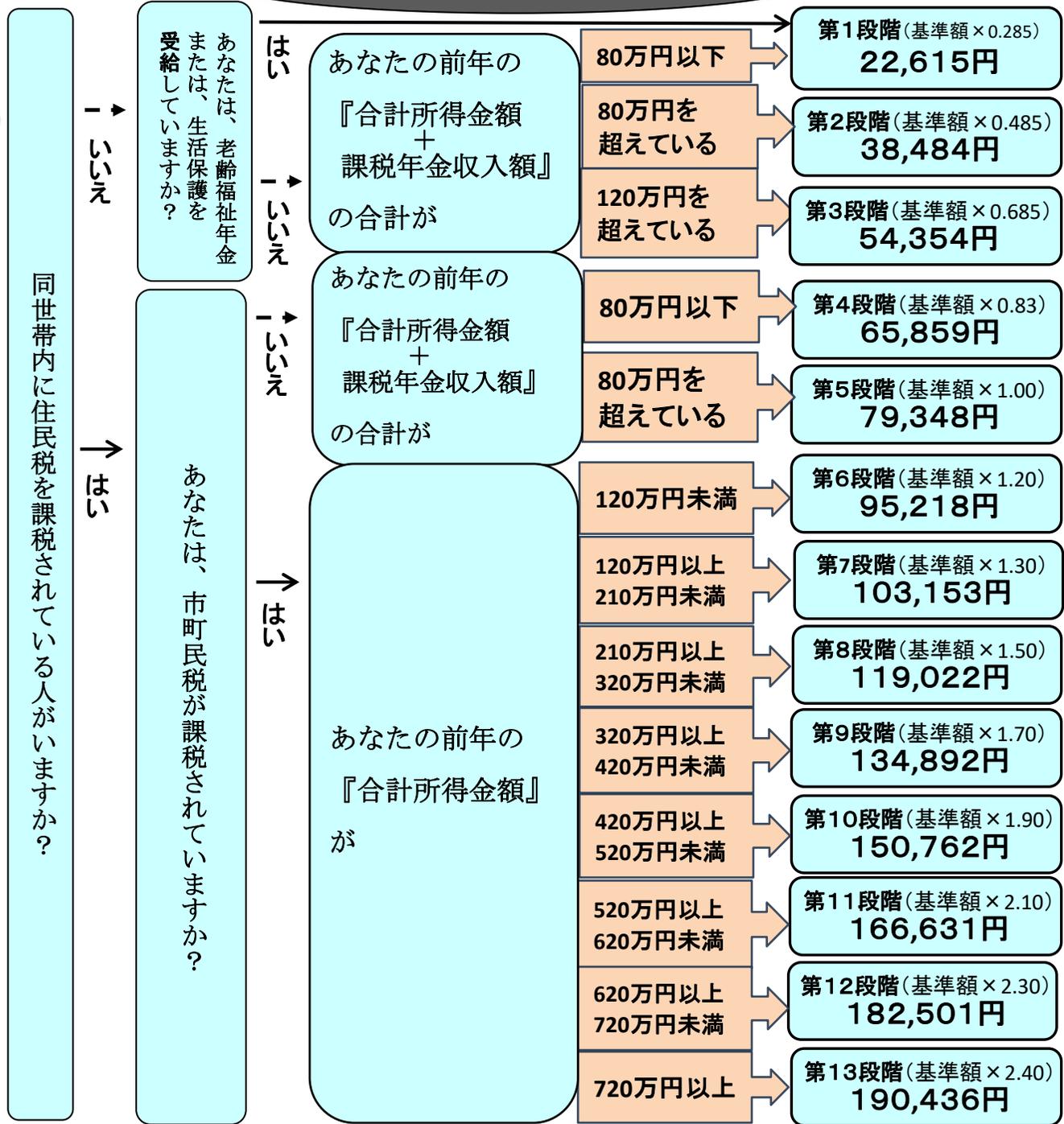
(注)法律上65歳の誕生日の前日が、65歳到達日になります。『年齢計算に関する法律(民法143条(暦に関する法律)を準用)』を根拠としています。

《例：4月1日生まれ→3月分から算定》

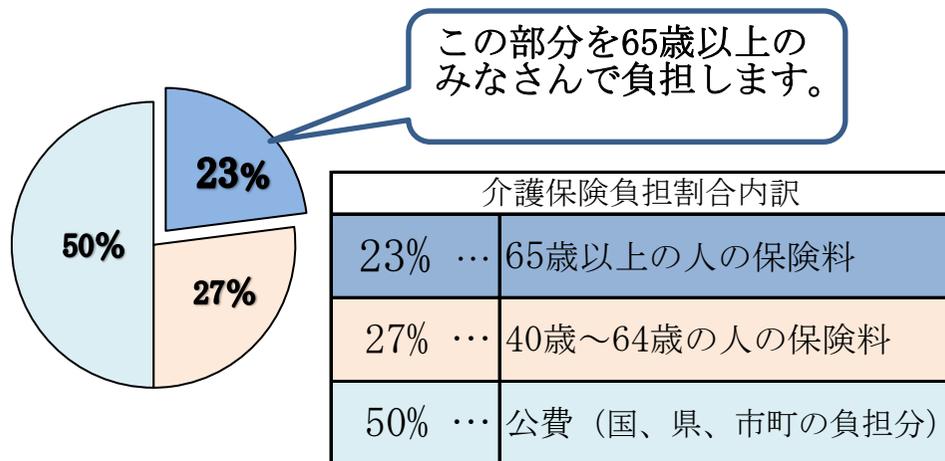
(※)合計所得金額とは

収入からそれぞれの必要経費(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額等)を差し引いた金額と、土地建物等や株式の譲渡に係る分離課税所得の合計で「基礎控除」「配偶者控除」「扶養控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除をする前の金額です。

介護保険料の決め方



介護保険の財源構成について



介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、年金額等に応じ普通徴収（納付書払いおよび口座振替）と、特別徴収（年金天引き）の2種類があります。

特別徴収の対象となる人

* 老齢（退職）年金、障害年金及び遺族年金が年額18万円以上の人

普通徴収の対象となる人

* 老齢（退職）年金、障害年金及び遺族年金が年額18万円未満の人

ただし、次の条件に当てはまる方は普通徴収となります。

- 令和6年度の途中で65歳（第1号被保険者）になった人（年金を支給されはじめてもすぐに年金から天引きされません。）
- 令和6年度の途中で他の市町村から転入した人
- 令和6年度の途中で所得段階が変わった人
- 年金の現況届の提出が遅れた人
- 年金を担保にお金を借りている人

< 保険料の納め方（特別徴収） >

年金支給月（年6回）に、介護保険料が差し引かれますので金融機関等でお支払いしていただく必要はありません。

期別	年金天引き日
令和6年度 1期	令和6年 4月15日
令和6年度 2期	令和6年 6月14日
令和6年度 3期	令和6年 8月15日
令和6年度 4期	令和6年 10月15日
令和6年度 5期	令和6年 12月13日
令和6年度 6期	令和7年 2月14日
令和7年度 1期	令和7年 4月15日
令和7年度 2期	令和7年 6月13日
令和7年度 3期	令和7年 8月15日

◎年金天引き日について…年金支給日（偶数月の15日）に年金より天引きされます。該当日が土・日・祝日にあたる場合は前営業日となります。
* 令和6年10月（4期）から1年間、納めていただく保険料は特別な事情がない限り変更になりません。

なお、変更のあった場合はその都度お知らせさせていただきます。

介護保険料を納めないでいると

保険料を滞納していると、滞納期間に応じ介護サービスを利用する際に利用者負担が引き上げられる場合があります。また、滞納している日数に対し規定の年率で延滞金が加算されることがあります。

< 「年度」と「年」の違いについて >

「年度」・・・当年4月より翌年3月まで

「年」・・・当年1月より当年12月まで となります。

確定申告などで用いられる金額は「年」での計算になりますので、「年度」で表記してある介護保険料と差異が出る場合があります。

* この通知が送られてきた人は介護保険料が年金から天引きされる人（特別徴収対象者）です。